

大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会会議概要

日 時 平成 28 年 2 月 24 日(水) 10:00~12:00

場 所 大阪市役所 地下 1 階第 1 1 共通会議室

開 会

中島障がい者施策部長兼発達障がい者支援室長 あいさつ

資料確認（委員・事務局紹介省略）

【議題 1 発達障がい者支援センター事業実施状況について】

- ・未診断の成人の相談が増加している。発達障がいに関する本や発達障がいを取り上げるテレビ番組が増え、またインターネットにも多くの情報が掲載されていることと関係しているかもしれない。
- ・大学との連携による学生の就労支援について、大学は就学支援については障害者差別解消法が施行されることもあり、専門の相談員を配置するなど取組みを進めているが、就労の部分はまだ弱い。引き続きこの事業も含め、成人の当事者向けの事業の充実を。

【議題 2 発達障がい者就業支援コーディネーター事業実施状況について】

- ・質疑なし

【議題 3 再構築事業（発達障がい者支援関係）実施状況報告について】

- ・発達障がいの専門療育機関に関連して、児童発達支援センター等でも発達障がいにも対応しているので、保護者の方が選択できるよう、制度全体の周知を。
- ・特別支援教育コーディネーターの先生は 2~3 年で代わらず、継続していただきたい。また、先生方に福祉に関する制度などの講座もあってはよいのではないか。
- ・保育所等訪問事業などで、児童発達支援センター職員が学校へ行く際、もっと学校全体で取組んでほしい。
- ・思春期のペアレント・トレーニングを試行されているが、中高生や思春期のペア・トレは継続してほしい。
- ・教育センターが実施している発達障がい講座について、思春期における心理的な課題について理解する講座など、中学校の先生が参加したいと思うような講座を取り入れるべき。
- ・発達障がいのサポート事業の学習サポートは学校の教員が指導しているが、放課後いきいき活動のサポートは地域の委員で、発達障がいについて理解されていない方もある。サポート方法が難しい場合もあるので、放課後いきいき活動の指導員にも何らかの指導をお願いしたい。

【議題4 障害者差別解消法の施行に向けた本市における取組みについて】

- ・発達障がいについての合理的配慮はとても難しい。個別対応も必要なので、そういう事例がうまく出てくるといい。
- ・合理的配慮の線引きや定義は非常に難しく、国も明確に示していない。大阪府もガイドライン等作成中であり、それらを参考に実際の事例を積み上げながら、手引き等を整理・普及していくことで相互理解に努める。

【議題5 その他】

- ・発達障がい支援センターで、大阪府が今回マネージャーを1名置くことになったと聞いたが、大阪市は既に地域支援マネージャー1名と地域サポートコーチ5名を配置している。